

指定小規模多機能型居宅介護

(ほんまち家)

利 用 契 約 書

(予 防)

社会福祉法人 敬 羨 会

「指定介護予防小規模多機能型居宅サービス」利用契約書

社会福祉法人 敬 羨 会
ほ ん ま ち 家

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条 （契約の目的）	第10条 （損害賠償責任）
第2条 （施設サービス計画の決定・変更）	第11条 （損害賠償がなされない場合）
第3条 （介護保険の基準サービス）	第12条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条 （介護保険の基準外のサービス）	第六章 契約の終了
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第13条 （契約の終了事由）
第5条 （サービス利用料金の支払い）	第14条 （契約者からの中途解約等）
第6条 （利用料金の変更）	第15条 （契約者からの契約解除）
第三章 事業者の義務等	第16条 （事業者からの契約解除）
第7条 （事業者及びサービス従業者の義務）	第17条 （契約の終了に伴う援助）
第8条 （守秘義務等）	第18条 （精算）
第四章 契約者の義務	第七章 その他
第9条 （契約者の施設利用上の注意義務等）	第19条 （苦情処理）
	第20条 （緊急時等の対応について）
	第21条 （協議事項）

(以下「契約者」という。)と敬養会(以下「事業者」という。は契約者が、ほんまち家(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される指定小規模多機能型居宅介護サービスなどを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、当該事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、適切なサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する小規模多機能型居宅介護サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「居宅サービス計画」という。)は別紙『(サービス利用票)』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第13条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条(居宅サービスの決定・変更)

- 1 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 居宅サービス計画は、計画作成担当者が居宅サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6か月(※要介護認定有効期間)に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画作成担当者に、居宅サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、居宅サービス計画の変更が必要であると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、居宅サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、居宅サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条(介護保険の基準サービス)

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条 (介護保険の基準外のサービス)

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 契約者が選択する特別な食事の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教育娯楽設備等の提供あるいはレクレーション行事
- 2 前項の他、事業者は、() のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額 (以下、介護保険給付額という。) の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担分 : 通常はサービス利用料金の 1 割負担から 3 割負担に食費を加えた額、宿泊希望者に宿泊サービス費) を事業者を支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い))
- 3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸経費実費 (おむつ代を含む) を事業者を支払うものとします。
- 5 前4項に定めるサービス利用料金は 1 か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 20 日までに事業者が指定する方式で支払うものとします。
- 6 1 か月に満たない期間のサービス開始時に関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第6条 (利用料金の変更)

- 1 前条第1項に定めるサービス利用料金及び前条第3項に定める食事代の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更する

ことができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第三章 事業者の義務等

第7条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第8条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者又は従業員は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約が終了した後も継続するものとします。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第17条に定める契約者の円滑な解約のために援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務等

第9条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の共有施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置をとることを認めるものとします。

但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとしします。

- 3 契約者は、事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとしします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、共用施設等設備の利用方法等を決定するものとしします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様としします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとしします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条（事業者の責任によらない事由によりサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとしします。

第六章 契約の終了

第13条 (契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立若しくは要介護と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第14条 (契約者から中途解約等)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、本契約者は契約終了を希望する日の5日前 (※最大7日) までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、第6条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずにサービス拒否した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第5条第5項の規定は、本条に準用されます。

第15条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当なく本契約に定める小規模多機能型居宅介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- 五 契約者が入院した場合

第16条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさ

せた場合

- 二 契約者による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが10ヶ月以上(※最低6か月)遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれらが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条 (契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、契約者が契約を解約する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な解約のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第18条 (精算)

第6条13条から16条により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第9条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業所に対して負担しているときは、契約終了日から2週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第19条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第20条 (緊急時等における対応方法)

事業所従事者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供実施中に、契約者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合には、事業所「緊急時対応マニュアル」に基づき速やかに措置を講ずるものとします。

第21条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住所 広島県府中市木野山町箱田奥甲1538番地

法人名 社会福祉法人 敬 羨 会
代表者名前 理事長 瀧 野 康 子 印

契約者 住所

名前 印

代筆者 住所

名前 印
(家族 / 身元引受人 / 代理人)